

平成28年12月 8日(木)

(お知らせ)

環境省有資格業者に対する指名停止措置について

<宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会同時発表>

環境省東北地方環境事務所は、本日、株式会社角弘に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<問い合わせ先>

環境省東北地方環境事務所 総務課

課長：伊藤、補佐：高橋、係長：阿部

TEL：022-722-2870

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所
株式会社角弘	青森県青森市新町 2 - 5 - 1

2 指名停止措置期間：平成 28 年 12 月 8 日（木）～平成 29 年 2 月 15 日（水）

3 指名停止措置の範囲：東北地方環境事務所管内

4 事実概要

株式会社角弘は、青森県内における民間発注の鋼構造物工事において、建設業法第 3 条第 1 項の許可を受けずに建設業を営む者と政令で定める軽微な建設工事の範囲（500 万円）を超えて下請契約を締結した。このことが同法第 28 条第 1 項第 6 号に該当するとして平成 28 年 9 月 27 日に建設業許可部局である東北地方整備局長から 7 日間の営業停止処分を受けた。併せて、同工事において下請契約を締結した業者について同法第 24 条の 7 第 2 項に違反し、元請負人に対し事実と異なる再下請通知書を作成し通知した。このことが、同法第 28 条第 1 項に該当するとして同日に指示処分を受けた。

5 指名停止措置理由

上記のことは、「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領について」（平成 13 年 1 月 6 日付環境会第 9 号大臣官房会計課長通知）（以下「要領」という。）別表 2 第 12 号に該当する。

従って、本件については、10 週間の指名停止措置を行うものである。

指名停止等の措置要領別表第 2 第 12 号

措置要件	期間
（建設業法違反行為） 12. 当該部局が所管する区域内において、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内